

【卒業の認定に関する方針】

期待する卒業生像

1. 人と人との信頼を大切にできる人
 - 1) 自己の生命を慈しみ、人々の生命を尊重できる。
 - 2) 人間を個別の存在として捉え、多様な価値観を尊重できる。
 - 3) 自律性、協調性、思いやりをもち、信頼関係が築ける。

2. 専門職として看護を実践できる人
 - 1) 科学的根拠に基づいた安全・安楽な看護を実践できる。
 - 2) 人々の心に寄り添い安心をもたらす看護を実践できる。

3. 虹を追い求め歩んでいける人
 - 1) 向上心をもち、自己研鑽を惜しまず努力できる。
 - 2) 同じ目標をもつ仲間とともに成長できる。

4. 地域に貢献できる人
 - 1) 人々の生活に関心をもち、地域で活動できる。
 - 2) 保健・医療・福祉チームの一員として多職種と連携できる。

[学則抜粋]

第 5 章 卒 業

(卒業の認定)

第 17 条 学校長は、第 10 条の規定により所定の単位を修得した者について、単位認定会の議を経て卒業を認定する。

- 2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、卒業を認めることができない。

(卒業)

第 18 条 学校長は卒業を認定し、卒業証書(様式第 3 号)を授与する。

(専門士の称号)

第 19 条 卒業の認定を受けた者は専門士(医療専門課程)と称することができる。